

議

長 日程第10「報告第4号専決処分の報告について（松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件は報告事案でありますので、担当課長の報告を求めます。

子育て健康課長

それでは、報告第4号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による栄養士法の改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理するため、専決処分により条例改正を行いましたので、本会議にて報告するものでございます。

恐れ入ります。2枚おめくりいただき、参考資料1、新旧対照表1ページを御覧ください。松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例第1条関係でございます。第151条第13項中現行の下線部分になります。「、栄養士又は」を改正案の「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改めるものです。

次に、新旧対照表2ページを御覧ください。松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第2条関係）でございます。第17条第1項第2号中現行の下線部分になります。「栄養士」の次に改正案の「又は管理栄養士」を加え、「栄養士又は管理栄養士」に改めるものです。

恐れ入ります。2枚お戻りいただき、改正条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料2といたしまして、5月22日議会全員協議会の際御説明させていただいた資料を添付してございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。